

重要

居宅訪問型保育事業に内定された皆様へ



ここでは内定から利用開始までの流れをご説明します。期日までに所定の手続きが行われない場合、内定が取消になる可能性もあるため、必ずご確認ください。

STEP① あっせん通知の内容をよく確認しましょう

➢通知に記載されている内定した保育施設の名前をきちんと確認しましょう。



STEP② 内定施設に電話し、面接・健康診断の日程調整をしましょう

➢入園前に必ず面接および健康診断を受ける必要があります。内定した施設に連絡し、「内定した●● ●●（児童名フルネーム）です」と伝えましょう。

➢内定施設から『面接・健康診断・自宅訪問等の日程』の提示があるので、忘れないようメモしましょう。

※内定施設から連絡を差し上げる場合がございます。あらかじめご了承ください

各施設の電話番号等はコチラから確認してください▶



STEP③ 面接・健康診断を忘れずに受けましょう

➢利用開始月 1 日までに面接・健康診断を受けていない場合、内定取消となる可能性があります。



STEP④ さあ、利用開始です！

➢利用開始直後は慣れ保育を行います。

➢保育施設等に内定した場合、入園月の末日までに元の勤務先に復職することが必要です。

➢利用開始月に 1 日も利用がない場合、利用開始月の当月末日付で退園になる可能性があります。

その他内定後の注意事項はコチラ▶
※ 必ずお目通しください



【各種お手続きに関するお問い合わせ】
練馬区保育課入園相談係 03-5984-5848
(面接・健康診断については内定施設へ直接ご連絡ください)